

秋田県放課後子どもプランガイドライン

はじめに（策定の趣旨・目的）

秋田県放課後子どもプランガイドラインについて

平成19年4月より、総合的な放課後対策を推進するため、「放課後子どもプラン推進事業」が実施されておりますが、本県における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）の質の向上に資することを目的とし、平成19年10月に厚生労働省で策定した放課後児童クラブガイドラインを基に、本ガイドラインの策定を行いました。

本ガイドラインは、各クラブ、各教室の運営の多様性から、「最低基準」という位置付けではなく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものです。

放課後子どもプラン推進事業の実施に当たっては、本ガイドラインを参考に、常に設備又は運営の向上に努めていただくようお願いします。

市町村は、各クラブ、各教室の運営状況を定期的に又は随時に確認し、必要な指導・助言を行うなど、質の向上が図られるよう御尽力いただくとともに、待機児童の解消や適正規模の確保、児童の体験・交流活動の充実に努めていただくようお願いします。

1 対象児童

・放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年以上の児童）も加えることができる。

・放課後子ども教室

全児童（小学校1～6年）を対象とするが、特別支援学校の小学部の児童や、活動内容によっては幼児や中学生も加えることができる。なお、事業趣旨の観点からも、学年等対象児童を制限しないことが望ましい。

2 規模

・放課後児童クラブ

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。

また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

・放課後子ども教室

放課後子ども教室における集団の規模、1教室の規模については定めないが、参加児童の安全管理が確保できる規模で活動することが望ましい。

3 開所日・開所時間（実施日・実施時間）

・放課後児童クラブ

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。

また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。

なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

- ・放課後子ども教室
実施日、実施時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や実施場所等を考慮して設定すること。
また、事業趣旨の観点からも、できるだけ実施回数を多くすることが望ましい。

4 施設・設備

- ・放課後児童クラブ
 - (1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
 - (2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。
 - (3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

- ・放課後子ども教室
施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。
なお、両事業を一体的又は連携して実施するための最善の場所を確保するよう努めること。

5 職員体制

- ・放課後児童クラブ
放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

- ・放課後子ども教室
放課後子ども教室には、子どもたちの安全を図る者（以下「安全管理員」という）または学ぶ意欲がある子どもたちに対して学習機会を提供する取組の充実を図る者（以下「学習アドバイザー」という）を配置すること。安全管理員、学習アドバイザーについての資格要件は問わないが、ボランティア活動を理解し、地域の子どもの健全育成に情熱を持っている地域の信頼できる人材が望ましい。

また、事業の推進及び両事業の連携を図る観点からも、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という）を配置することが望ましい。コーディネーターについての資格要件は問わないが、学校や地域の実情を理解し、学校関係者、両事業関係者、地域の団体、保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる人材が望ましい。

なお、事業趣旨の観点から、無償ボランティアの人材についても積極的な活用を図ること。

- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともに、児童の安全を確保し、健全育成上指導を行う上で適正な規模の職員体制での実施を図ること。

6 指導員、安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターの役割

- ・放課後児童クラブ
 - (1) 指導員は、以下について留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。
子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
保護者との対応・信頼関係の構築

個人情報 の 慎重な取扱いとプライバシーの保護
放課後児童指導員としての資質の向上
事業の公共性の維持

- (2) 指導員は、次に掲げる活動を行うこと。
子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応すること。
その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

・放課後子ども教室

- (1) 安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターは、以下について留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。
子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
保護者、学校との対応・信頼関係の構築
個人情報 の 慎重な取扱いとプライバシーの保護
安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターとしての資質の向上
事業の公共性の維持
- (2) 安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターは、次に掲げる活動を行うこと
子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
子どもたちの遊びや体験活動、交流活動を一緒に行ったり、支援すること。
子どもの宿題・自習等の学習活動に必要な援助を行うとともに、必要に応じて、子どもたちが自主的に学習活動を行える環境を整えること。
基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応すること。
その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。
コーディネーターは、上記 ~ について必要に応じて支援するとともに、両事業の連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行うこと。

7 保護者への支援・連携

- ・放課後児童クラブ
保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。
- ・放課後子ども教室
子ども教室の活動を保護者に積極的に伝えて理解を促すとともに、子どもの状況を保護者と伝え合い、必要に応じて保護者への支援を行うこと。

8 学校との連携

- (1) 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。
- (2) 子どもの生活と遊びの場や体験・交流活動の場を広げるために、学校の校庭・体育館や余剰教室等の利用について連携を図ること。また、両事業の連携を図ること。
- (3) 学校長、各担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどについても、必要に応じて連携を図ること。
- (4) 放課後子ども教室においては、コーディネーターの人材共有をはじめ、学校支援地域本部事業との連携や一体的実施も視野に事業推進を図ること。

9 関係機関・地域との連携

- (1) 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。
- (2) 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。
- (3) より多くの地域の人材の活用及び地域との連携を積極的に行い、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努め、地域教育力の向上を図ること。
- (4) 公民館やPTA、生涯学習奨励員などと積極的に連携し、活動の充実と人材活用を図ること。

10 安全対策

- (1) 事故やケガの防止と対応
あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。
- (2) 衛生管理
あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブ、放課後子ども教室としてのマニュアルを作成し適切な処置を行うこと。
- (3) 防災・防犯対策
防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。
- (4) 来所・帰宅時の安全確保
あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。
- (5) 保険への加入
登録・参加児童の他、指導員や安全管理員、ボランティア等についても傷害保険、賠償保険等に加入すること。
各保険の加入においては、約款等契約内容を確認するとともに、補償の適用範囲や免責事項等に注意すること。
- (6) その他
最寄りの警察署や消防署、保健所等関係機関に依頼するなどして、安全対策のための職員研修等に努めること。
また、市町村職員は、発生した事故事例や事故に繋がりそうな事例の情報を収集し、職員間で共有するとともに、防止対策を策定するよう努めること。
なお、安全対策マニュアルについては別添を参照すること。

11 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童や虐待への対応等に配慮を要する児童について、利用や参加の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。
- (2) 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

12 事業内容等の向上について

- (1) 指導員、安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターの資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。
- (2) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。
- (3) 市町村、市町村教育委員会は、両事業の連携を推進し、放課後対策事業の充実を図る観点からも、両事業の関係者を含むメンバーから構成する運営委員会を設置することが望ましい。
- (4) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討すること。
- (5) 市町村、市町村教育委員会は、域内の放課後対策の事業計画（プラン）を策定することが望ましい。

13 利用者への情報提供等

- (1) 市町村、市町村教育委員会及び放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、利用等の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること。
また、その際、両事業の趣旨の違いについての周知にも努めること。
- (2) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営や活動状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。

14 要望・苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。
- (2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。